

經營規模等評価申請書 記入要領
総合評定値請求書

沖縄県版（H20.4改訂版）

沖縄県土木建築部土木企画課

目 次

1. 経営事項審査とは	
(1) 経営事項審査制度について	1
(2) 公共工事と経営事項審査の関係について	1
(3) 建設業者と経営事項審査の関係について	1
(4) 経営事項審査の有効期間について	2
(5) 経営事項審査申請手続について	2
(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行について	3
(7) 結果通知書の重要性について	3
(8) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手数料について	3
(9) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の閲覧について	3
(10) 再審査申請について	4
(11) 経営事項審査申請手続きの流れ	4
2. 経営規模等評価申請書の記入例	
(1) 経営規模等評価申請書記入例	5
(2) 経営規模等評価申請書作成上の注意	7
(3) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高記入例	11
(4) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高作成上の注意	12
(5) 技術職員名簿記入例	15
(6) 技術職員名簿作成上の注意	16
(7) その他の審査項目（社会性等）記入例	17
(8) その他の審査項目（社会性等）作成上の注意	18
3. 申請に必要な提出書類・提示書類	
(1) 提出書類一覧	22
(2) 提示書類一覧	23
(3) 提出部数	24
4. その他留意事項	
(1) 決算期変更があった場合	25
(2) 合併・譲渡・分割等の場合	26
技術職員コード表（業種コード）	27
技術職員コード表（有資格区分コード）	28
市町村コード及び管轄の土木事務所一覧	30
《申請書提出先及び問い合わせ窓口》	31
《申請書販売窓口》	31

1. 経営事項審査とは

(1) 経営事項審査制度について

経営事項審査制度とは、決算期末における建設業者の経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項について行われる企業評価制度であり、昭和36年の建設業法の改正により法制化されたものです（建設業法第27条の23）。

経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関において審査されます。経営規模等について審査を行うのが、沖縄県土木建築部です。

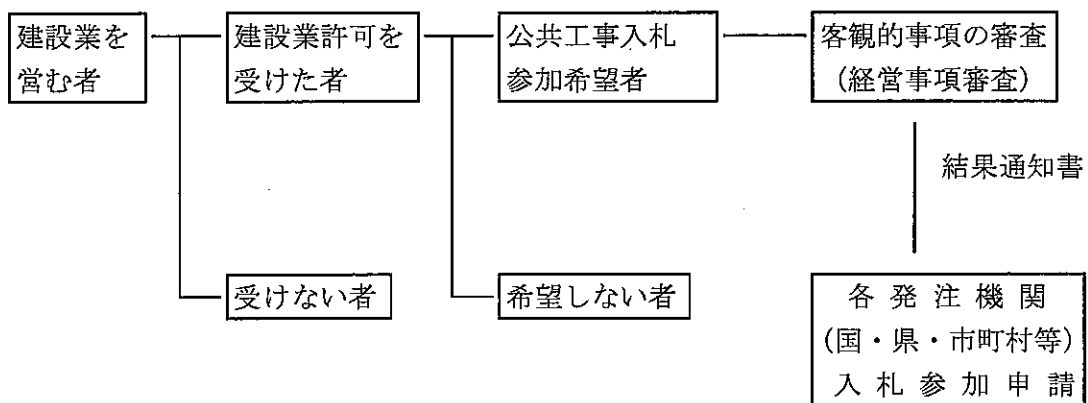
(2) 公共工事と経営事項審査の関係について

一定の公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負うとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。

また、結果通知書には有効期間があり（審査基準日より1年7月）、有効期間を切らさないように毎年審査を受け、結果通知書を更新していく必要があります。

(3) 建設業者と経営事項審査の関係について

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。

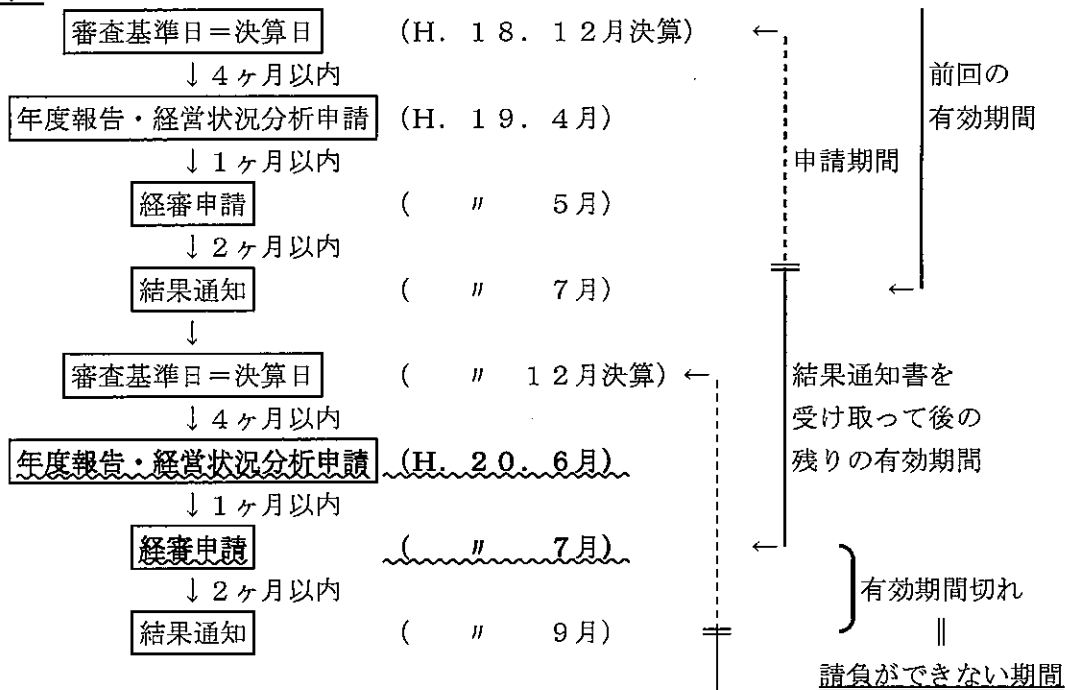


(4) 経営事項審査の有効期間について

経営事項審査の有効期間（審査基準日より1年7月）が切れていると、公共工事を請け負うことができません。従って、毎年経営事項審査を受ける必要があります。

下の例は、12月決算の会社で2年目の経審申請が2ヶ月遅れた場合です。

例.



この場合、2年目の経審申請がH. 20. 7月となったため、結果通知書の発行が9月となり、公共工事を請け負うことのできない期間（H. 20. 8月～9月）が生じた例です。

※公共工事を請け負うためには、単に経営事項審査の申請を行うだけではなく、結果の通知を受けていなければなりません。よって、時間的余裕を見込んだ上で早めの申請を行ってください。

(5) 経営事項審査申請手続について

まず最初に、登録経営状況分析機関で経営状況（Y）の審査を受けて、経営状況分析結果通知書の交付を受けてください。その後、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書を提出することになります。提出先については、従来どおり所轄の土木事務所及び支庁土木建築課となります。（P. 31）参照

申請の際、事前予約が必要な窓口もありますので、申請書提出先へお問い合わせください。

※経営状況分析の申請手続については、登録経営状況分析機関へお問い合わせください。

(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行について

申請書を受理してから60日以内に、結果通知書を配達記録郵便にて発送します。申請後2ヶ月経っても結果通知書が送付されていない場合は、沖縄県土木企画課（Tel 098-866-2384）まで問い合わせください。

(7) 結果通知書の重要性について

結果通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

※万一、結果通知書を紛失した場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書証明願を手数料（県証紙210円）と一緒に土木企画課に提出して下さい。原本証明を交付します。

(8) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手数料について

① 経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合

8,500円に審査を受けようとする建設業1業種につき2,500円を乗じた額を加算した額となります。

例：2業種の申請・請求を行う場合

$$8,500円 + 2,500円 \times 2業種 = 13,500円$$

② 経営規模等評価の申請のみを行う場合

8,100円に審査を受けようとする建設業1業種につき2,300円を乗じた額を加算した額となります。

例：2業種の申請を行う場合

$$8,100円 + 2,300円 \times 2業種 = 12,700円$$

③ 総合評定値の請求のみを行う場合

400円に審査を受けようとする建設業1業種につき200円を乗じた額を加算した額となります。

例：2業種の請求を行う場合

$$400円 + 200円 \times 2業種 = 800円$$

④ 手数料は、知事許可業者は県証紙、大臣許可業者は収入印紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けて納付してください。

(9) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の閲覧について

県庁2階行政情報センターにて沖縄県知事許可業者の結果通知書を、各土木事務所及び支庁土木建築課にて所轄の業者の結果通知書を、また、ホームページ（アドレス <http://www.ciic.or.jp>）にて全国の業者の結果通知書を閲覧することができます。

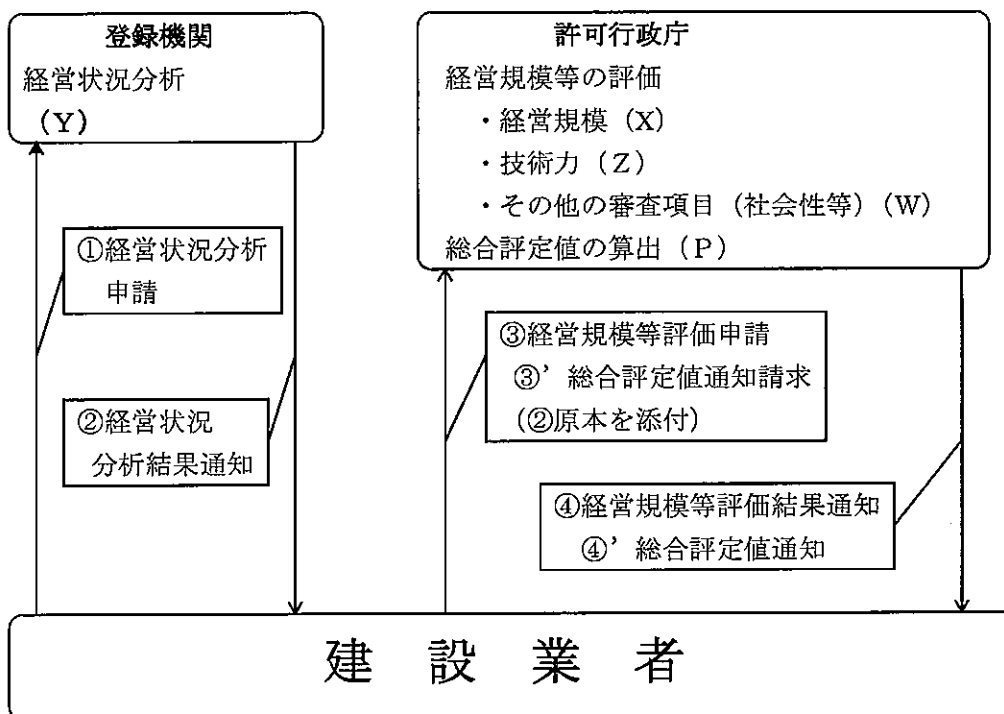
(10) 再審査申請について

経営事項審査の結果について異議がある場合は、通知書を受け取ってから30日以内に、経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十一）を提出して下さい。なお、経営事項審査は県の担当官と直接面談により行い、双方納得の上で審査を行っているため、再審査は単なる電算処理上のミスによる修正以外は応じていません（申請者側の申請誤りによるものは再審査の対象とはなりません）。当初資料がなく、後から追加するといったことは認められません。審査申請にあたっては、書類に不足がないかしっかり確認してください。

◇◆提出書類に虚偽の記載をして提出すると罰せられます◆◇

建設業法（昭和24年法律第100号）第50条第1項第4号の規定に基づき、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

(11) 経営事項審査申請手続きの流れ



2. 経営規模等評価申請書の記入例
 (1) 経営規模等評価申請書記入例

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)
 20001

経営規模等評価申請書
 経営規模等評価再審査申立書
 総合評定値請求書

平成 20 年 4 月 1 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

申請者以外の者が申請書や財務諸表を作成した場合は、申請書の上部に併記し、会社名・氏名・作成者の実印を押印すること。また、作成権限に係る委任状の写しを添付する

〒900-8570
 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
 (株)県庁組

会社
 実印

地方整備局長 北海道開発局長 沖縄県知事	「行政庁側記入欄」には記入しない	私 多 殿	申請者 表取締役 県庁 太郎	申請者 表取締役 県庁 太郎
行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日		
申請時の許可番号	02	大臣知事コード 47 国土交通大臣 沖縄県知事 許可(一般) 18 第 099999号	平成 18 年 01 月 10 日	
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード 国土交通大臣 知事 許可(一般) 第 号	平成 年 月 日	
審査基準日	04	平成 20 年 03 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
資本金額又は出資総額	07	50000 (千円)	法人又は個人の別 1 (1. 法人) (2. 個人)	
商号又は名称のフリガナ	08	ケンチヨウグミ		
商号又は名称	09	県庁組(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケンチヨウ タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	県庁 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	47201		
主たる営業所の所在地	13	泉崎1-2-2		
郵便番号	14	900-8570	電話番号 098-866-2384	
許可を受けている建設業	15	22111		
経営規模等評価対象建設業	16	999		

自己資本額 (千円)

千円単位で右詰めで記入し、空位のカラムは空白でよい

審査対象 (1. 基準決算
2. 2期平均)

「自己資本額」を「2期平均」で申請する場合は、表内のカラムに2期分の自己資本額を記入する。千円未満は切り捨

基準決算	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
直前の審査基準日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

利益額 (2期平均) (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

利益額の2期平均を記入。千円未満は切り捨て

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> (千円)
減価償却実施額 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

技術職員数 (人)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称
〇〇〇登録経営状況分析センター

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入する。空位のカラムには「0」を記入する

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

再審査の申請の場合のみ記入する。通常の申請の場合は記入しない

連絡先

所属等 営業第1課 氏名 沖繩 二郎 電話番号 098-866-2384

(2) 経営規模等評価申請書作成上の注意

項番

05 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

06 「処理の区分」の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成18年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成19年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成18年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成18年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成18年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成19年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成18年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(平成19年3月31日)より前の日(平成18年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、次の別表の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(別 表)

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

0 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

- 0 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、1文字として扱う。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しない。

ケ ン チ ヨ ウ グ ミ □ □ □

↑ ↑
 (株) や (有) のフリガナは 濁音又は半濁音を表す文字は
 記入しない 1文字として記入する

- 0 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて記入すること。

(例 □ (株) □ 県 庁 組 □
 □ 県 庁 組 □ (有) □ □)

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合資会社	(資)	協同組合	(同)
特例有限会社	(有)	合名会社	(名)	協業組合	(業)
企業組合	(企)	合同会社	(合)		

- 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」及び
 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

ケ ン チ ヨ ウ □ タ コ ウ □
 県 庁 □ 太 郎 □ □ □ □ □

- 1 2 市町村コード表（30ページ）から該当するコードを記入すること。

- 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて記入すること。

泉 崎 1 - 2 - 2 □
 ハイフンを用いる

- 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば098-866-2384□のように記入すること。

- 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入すること。

- 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について「9」を記入すること。

土 建 大 左 と 石 屋 電								
2	2			1			1	… … … …
9	9							… … … …

※審査基準日に許可のない業種についても、申請しようとする時点で許可があればその業種は申請可能。なお後述の項番32と関連する項目であり、申請数に注意すること。

- 1 7 「自己資本額」の欄は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 なお、2期平均の自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

(千円) (注: 千円未満)

- 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 決算期変更があつた場合は、25ページを参考に計算すること。

- 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

(3) 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高記入例

別紙一

記入すべき金額は千円未満の端数を切り捨てて表示すること

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

項番	業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
31	32010	23400	20000	34500	30000
工事の種類	土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,000×12/12=18,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 28,600×12/12=28,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,000×12/12=18,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 22,000×12/12=22,000	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,000×12/12=18,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 28,600×12/12=28,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,000×12/12=18,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 22,000×12/12=22,000
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	18年4月～19年3月				
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	17年4月～18年3月				
審査対象事業年度	19年04月			20年03月	
計算基準の区分	2 (1.2年平均 2.3年平均)				
32	32011	240	0	30	0
工事の種類	プレストレスト コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0×12/12=0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0×12/12=0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0×12/12=0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0×12/12=0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0×12/12=0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0×12/12=0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0×12/12=0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0×12/12=0
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	0×12/12=0				
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	0×12/12=0				
審査対象事業年度	0			0	
計算基準の区分					
33	32020	4500	3000	6700	4200
工事の種類	建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,000×12/12=8,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,000×12/12=8,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	3,000×12/12=3,000				
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	8,000×12/12=8,000				
審査対象事業年度	3,000			6,700	
計算基準の区分	3 (3年平均)				
34	32090	7800	2000	8900	3100
工事の種類	管 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 9,000×12/12=9,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,600×12/12=8,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000×12/12=2,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4,400×12/12=4,400	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 9,000×12/12=9,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,600×12/12=8,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000×12/12=2,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4,400×12/12=4,400
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	9,000×12/12=9,000				
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	8,600×12/12=8,600				
審査対象事業年度	7,800			8,900	
計算基準の区分					
35	33	250	250	370	400
工事の種類	その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 280×12/12=280 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 220×12/12=220	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 280×12/12=280 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 220×12/12=220	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 280×12/12=280 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 220×12/12=220	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 280×12/12=280 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 220×12/12=220
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	280×12/12=280				
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	220×12/12=220				
審査対象事業年度	250			370	
計算基準の区分					
34	合計	35950	26450	50470	37300

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

用紙ごとに、記載されている工事種別完成工事高について契約後VEに係る評価の特例の利用の有無を記載すること

(4) 工事種別完成工事高 作成上の注意
 工事種別元請完成工事高

・項番32の業種コードについては、次のコード表より該当する工事のコードを記入すること。

工事種類コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事		
090	管工事	190	内装仕上工事		

・経営事項審査を受けようとする業種ごとに、申請する直前の2年、または3年の各営業年度の完成工事高及び元請完成工事高を記入すること（様式第三号「直前三年の各営業年度における工事施工金額」を参照）。

・「土木一式工事」を申請する場合は、その内訳として「プレストレストコンクリート工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」を申請する場合は、その内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」を申請する場合は、その内訳として「鋼橋上部工事」を合わせて申請すること（内訳の実績が“0”でも記入が必要です。また、内訳ですので手数料はかかりません）。

・歩道橋工事は鋼橋上部工事に含めることができます。

なお、業種ごとや完成工事高・元請完成工事高ごとに、2年平均、3年平均をそれぞれ選択することはできません。

例、計算基準の選択

- 土木一式工事2年平均、建築一式工事3年平均 → ×
- 土木一式工事2年平均、建築一式工事2年平均 → ○
- 完成工事高2年平均、元請完成工事高3年 → ×
- 完成工事高3年平均、元請完成工事高3年 → ○

3 **3** 「その他」及び **3** **4** 「合計」は、最後の用紙のみに記入すること。

・経営事項審査を受けようとする業種によっては、完成工事高を振り替えることができます（移動先に実績があることが必要です）。

	移動先工事	← 移動元工事
一式工事	土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事、水道施設工事
	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事、大工工事、左官工事、内装仕上工事、屋根工事、建具工事
専門工事	電気工事	電気通信工事
	管工事	消防施設工事、水道施設工事

・完成工事高を振り替える場合は、申請書余白に「〇〇（業種名）から振替あり」と記入し、申請書（「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」）とは別に、移動した業種、その完成工事高、元請完成工事高を記入した振替一覧表（任意様式）を添付すること。

例.

振替一覧表

土木一式工事

完成工事高

元請完成工事高

審査対象事業年度	とびより	〇千円	審査対象事業年度	とびより	〇千円
前審査対象事業年度	〃	〇千円	前審査対象事業年度	〃	〇千円
前々審査対象事業年度	〃	〇千円	前々審査対象事業年度	〃	〇千円

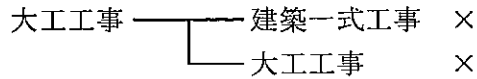
・とび・土工・コンクリート工事については、当該工事の内容が土木工作物、または建築物のいずれかに係る建設工事であるかによって、次のとおり完成工事高を振り替えることができます（例示）。

表.

区分	工事内容	移動先
とび工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚量運搬配置工事、鉄骨組立て工事、	建築一式工事
解体工事	工作物解体工事	建築一式工事
	土木工作物解体工事	土木一式工事
くい打ち工事	くい工事、くい打ち工事、場所打ぐい工事、くい抜き工事	土木一式工事
コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、テトラポット工事	土木一式工事
法面工事	地すべり防止工事、吹付け工事	土木一式工事

道路付属物 設置工事	ガードレール工事、カーブミラー工事、 交通標識設置工事	移 動 不 可
土工事・他	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、 盛土工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、 土留め工事、仮締切り工事、擁壁工事	土木一式工事
	フェンス設置工事、私宅のブロック積み工事	移 動 不 可

- ・ 1 件の契約を、2 以上の業種に計上できません。



- ・ 移動した工事は、審査対象として申請できません（工事内容により移動ができない工事を移動元に残して、または、完成工事高を 0 として審査対象として経営事項審査を受けることはできません）。

- ・ 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業（移動する業種で工事内容により振り分けられない工事高や、審査を受けない業種の工事高）に係る完成工事高を記入すること。

なお、その他工事においては、手数料はかかりません。

(6) 技術職員名簿作成上の注意

- ① 今年の標準報酬決定通知書には名前があるが、昨年の標準報酬決定通知書にない者は、その者の資格取得届を確認し、審査基準日以降に取得している場合は技術者として認めません。
- ② 監査役は非常勤のため、技術職員にはなれません。また、沖縄県の最低賃金を下回って雇用されている者は、技術者として認めません。
- ③ 実務経験証明書で原本証明が困難な場合（県外企業や倒産企業での勤務証明）については、コピーでも認めます。
- ④ 資格を持っていても、資格取得後実務経験が必要なものがあります。この場合は、定められた年限の実務を経験して、初めて有資格として認められます。
- ⑤ 申請時に免状や証明書等の原本で資格の確認を行います。
- ⑥ 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者については、資格者証交付番号の欄にその交付番号を記入して下さい。
- ⑦ 氏名欄にフリガナの記入は必要ありません。
- ⑧ 現在、技術者が退職して会社に在籍していない場合については、前回の経営事項審査で認められた技術者や許可等で専任、主任の技術者になっていたことを許可申請の副本で確認できれば、技術者として認めることができます。ただし、給与台帳、出勤簿等で審査基準日時点で在籍していることが必要です。
- ⑨ 1人の技術職員につき申請できる建設業は2業種までとなります。

例 一級土木施工管理技師・一級建築施工管理技師を所有する技術者の場合で、土木一式と建築一式を選択する場合

業種コード		有資格区分コード			講習受講	業種コード		有資格区分コード			講習受講	管理技術者資格者証交付番号
0	1	1	1	3	1	0	2	1	2	0	1	第〇〇〇〇号

(i) (ii) (iii)

- (i)は、選択できる建設業の種類のコード（27ページ）を記入すること
- (ii)は、所有する資格コード（28ページ）を記入すること
- (iii)は、(ii)で記入したコードが建設業法第15条第2号イに該当（1級技術者相当）し、かつ監理技術者講習を受講した場合は「1」と記入し、それ以外は「2」を記入すること

(7) その他の審査項目 (社会性等) 記入例

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況		
雇用保険加入の有無	項番 4 1	1 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	1 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3	1 [1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 4	1 [1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5	1 [1.有、2.無]

建設業の営業年数								
営業年数	4 6	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> ^a 4 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^b 4 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^c 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^d (年) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 審査基準日までの建設業の営業年数 </div> <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 組織変更、事業譲渡、合併などを具体的に記載する </div> </div>						
<table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>初めて許可(登録)を受けた年月日</th> <th>休業等期間</th> <th>備考(組織変更等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 平成 4 2年 5月 8日</td> <td>年 月 日</td> <td>昭和54年4月1日に(株)へ組織変更</td> </tr> </tbody> </table>			初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)	昭和 平成 4 2年 5月 8日	年 月 日	昭和54年4月1日に(株)へ組織変更
初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)						
昭和 平成 4 2年 5月 8日	年 月 日	昭和54年4月1日に(株)へ組織変更						

防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	4 7	1 [1.有、2.無] 審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入

法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	4 8	2 [1.有、2.無] 審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
指示処分の有無	4 9	2 [1.有、2.無] 審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補、税理士、一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したものを提出している場合は「3」を、それ以外は「4」を記入

建設業の経理の状況		
監査の受審状況	5 0	4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 1	0 (人) 公認会計士、会計士補、税理士、一級登録経理試験の合格者の合計人数を記入
二級登録経理試験合格者の数	5 2	1 (人) 二級登録経理試験合格者の人数を記入

研究開発の状況		
研究開発費 (2期平均)	5 3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> ^a 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^b 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^c 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^d 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^e 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^f 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^g 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^h 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ⁱ 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^j 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^k 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^l 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^m 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ⁿ 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^o 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^p 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^q 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^r 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^s 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^t 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^u 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^v 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^w 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^x 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^y 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^z 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{aa} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ab} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ac} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ad} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ae} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{af} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ag} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ah} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ai} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{aj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ak} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{al} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{am} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{an} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ao} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ap} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{aq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ar} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{as} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{at} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{au} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{av} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{aw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ax} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ay} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{az} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ba} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{be} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bi} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bo} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{br} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bs} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{by} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{bz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ca} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ce} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ch} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ci} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ck} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{co} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cs} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ct} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cy} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{cz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{da} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{db} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{de} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{de} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{df} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{di} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{do} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ds} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{du} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dy} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{dz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ea} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{eb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ec} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ed} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ed} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ef} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{eg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{eh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ei} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ej} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ek} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{el} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{em} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{en} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{eo} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ep} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{eq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{er} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{es} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{et} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{eu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ev} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ev} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ew} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ex} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ey} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ez} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fa} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fe} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fi} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fo} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fs} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ft} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fy} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{fz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ga} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ge} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gi} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{go} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gs} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gy} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{gz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ha} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{he} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hi} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ho} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hs} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ht} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hy} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{hz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ia} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ib} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ic} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{id} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{id} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ie} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{if} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ig} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ih} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ⁱⁱ 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ij} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ik} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{il} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{im} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ⁱⁿ 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{io} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ip} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ir} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{is} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{it} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ix} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iy} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{iz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ja} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jd} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{je} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ji} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jo} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{js} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{jt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ju} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{kv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{kv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{kw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{kx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ky} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{kz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{la} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ld} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ld} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{le} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{li} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ll} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ln} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lo} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ls} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ly} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{lz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ma} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{md} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{md} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{me} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mg} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mi} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ml} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mn} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mo} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mp} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ms} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mw} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mx} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{my} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{mz} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{na} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nb} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nc} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> nd 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> nd 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ne} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nf} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ng} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nh} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ⁿⁱ 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nj} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nk} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nl} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nm} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ⁿⁿ 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{no} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{np} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nq} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nr} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{ns} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nt} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nu} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nv} 0 </div> <div style="margin-right: 10px;"> ^{nw} 0 </div> </div>

(8) その他の審査項目（社会性等）作成上の注意

項 番

4 1 雇用保険加入の有無

その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないかもしくは家族従業員（同一世帯の場合のみ）の場合は「3」を記入すること。加入年月日が審査基準日以後であれば「2」を記入すること。

さらに、公共職業安定所及び労働基準監督署の発行する証明書で雇用保険料の納付済みを確認することになります。

4 2 健康保険及び厚生年金保険加入の有無

同保険の被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、個人事業所で従業員が4人以下であるため適用が除外される場合は「3」を記入すること。

適用年月日が審査基準日以後であれば「2」を記入すること。

さらに、社会保険事務所の発行する証明書で完納を確認します。

4 3 建設業退職金共済制度加入の有無

勤労者退職金共済機構（建退共）との間で特定業種退職金共済契約を締結し、かつ、共済契約成立年月日が審査基準日以前である場合に「1」を記入すること。

この場合に履行状況が極めて悪く、加入証明書を発行することができない場合は「2」を記入すること。

4 4 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無

以下のいずれかに該当する場合、「1」を記入すること。

ア 勤労者退職金共済機構（中退金）との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約を締結し、かつ、契約成立年月日が審査基準日以前である場合。

イ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約しており、かつ、補償開始日が審査基準日以前である場合。

ウ 自社退職金制度に関し、就業規則（労働協約書）を有し（常時10人以上の労働者を使用する場合は労働基準監督署の届出印があること）、かつ、退職手当の決定、計算、支払方法及び支払いの時期に関する定めがあること。

さらに以下のいずれかに該当することが必要です。

○ 退職給付引当金を計上していること。

○ 5年以内に退職金支払実績があること。

○ 勤労者退職金共済機構（建退共）による支給を基本に差額を支給するという場合において、対象者全員の退職金共済手帳に証紙の貼付があること。

また、退職金については、次表の金額を下回っている場合は認めません。

(試用期間を除く) ※建設業退職金共済支給額によります。

年	金額(円)	年	金額(円)
1	—————	10	936,789
2	156,240	15	1,548,078
3	234,360	20	2,205,588
4	316,386	25	2,927,547
5	408,177	30	3,717,861
6	507,780	35	4,610,382
7	609,336	37	4,999,680
8	715,449	40	5,633,754
9	824,817		

※平成15年10月1日から掛金日額が310円に改定されています。

※上記表については、掛金日額を310円として掛け始めた人の退職金支給額を表示しています。

※月数の計算は、共済証紙21日を1ヶ月として換算しています。

- エ 審査基準日において、厚生年金基金の設立されていること。
- オ 審査基準日において、法人税法に規定する適格退職年金の契約の締結されていること
- カ 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金の導入されていること。
- キ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。

4 **5** 法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

さらに、次の①から③までをすべて満たしていることが要件になります。

- ① 業務災害のほか、通勤災害担保があること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人(下請、孫請すべて含む)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること(記名式は認めません)。
- ③ 死亡及び後遺傷害第1級から第7級までを保証していること。

保険の契約方式は、すべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)に対して保証するものでなければならず、工事現場ごとの契約は該当しません。また、第三者賠償責任、責任保険及び生命保険は該当しません。

前記要件を満たしたもので、以下のいずれかに該当する場合、「1」となります。

- ア 建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度に加入し、かつ、契約年月日が審査基

準日以前の場合。

イ 全国建設業労災互助会に加入し、かつ、加入年月日が審査基準日以前の場合。

ウ 全国中小企業共済協同組合連合会の労働災害補償共済に加入し、かつ、契約年月日が審査基準日以前の場合。

エ 民間保険金融会社との間で保険契約し、かつ、補償開始日が審査基準日以前の場合。

オ 建設業者団体等が取り扱う団体保険制度に加入し、かつ、加入年月日が審査基準日以前の場合。

・準記名式の普通傷害保険について

政府の労働災害補償保険に加入し、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること。

被保険者数が前記②の要件を満たすものであること。

以上に該当する場合、「1」となります。

4 **6** 営業年数

営業年数(許可または登録を受けてからの年数)一年未満は切り捨てること。

なお、途中休業等があった場合は、営業年数から控除すること。

4 **7** 防災協定の締結の有無

審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入すること。この場合、協定書の写しを提出すること。

また社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する(防災協定に関する)加入証明書(原本)も併せて提出すること。

4 **8** 営業停止処分の有無

審査対象年(審査基準日直前1年間)において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

4 **9** 指示処分の有無

審査対象年(審査基準日直前1年間)において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

5 **0** 監査の受審状況

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を記入し、有価証券報告書または監査報告書の写しを提出すること。

会計参与の設置を行っている場合は「2」を記入し、会計参与報告書を提出すること。社内の公認会計士、会計士補、税理士、一級登録経理試験の合格者が「経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)」に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を記入すること。いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

5 **1** ・ **5** **2** 公認会計士等の数

公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。また、二級登録経理試験合格者の数については、二級登録経理試験の合格者の人数を記入すること。合格証書または証明書の年月日が審査基準日以後だと「0」となります。

5 **3** 研究開発費(2期平均)

会計監査人設置会社(項番50監査の受審状況で「1」と記入する場合)以外は「0」を記入すること。

3. 申請に必要な提出書類・提示書類

(1) 提出書類一覧

申請に必要な提出書類	備考
経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (様式第25号の11)	実印を押印すること
工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高 (様式第25号の11別紙一)	
その他の審査項目(社会性等) (様式第25号の11別紙三)	
技術職員名簿 (様式第25号の11別紙二)	
経営状況分析結果通知書 (様式第25号の10)	総合評定値(P)の請求を行う場合に提出
審査手数料証紙貼付書(県証紙)	右上に許可番号・商号・証紙金額・申請及び請求業種数記載 大臣許可業者は収入印紙を貼付
技術職員の資格を証する書類	免状・合格証明書の写、監理技術者資格者証の写(表裏)、監理技術者講習修了証の写、基幹技能者講習修了証の写、実務経験証明書、卒業証明書の写
直前三年の各営業年度における工事施工金額	年度報告書の写(規則別記様式第3号) 審査に該当する範囲までのもの
振替一覧表(任意様式)	完成工事高・元請完成工事高に振替がある場合
労働保険料(労災・雇用)納付状況証明書	従業員が1人もいない事業所は不要。ただし、同事業所で法定外労災補償を準記名式の普通傷害保険で加入の場合を除く。
健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書	従業員が4人以下の個人事業所は不要
建設業退職金共済事業加入・履行証明書	建設業退職金共済組合加入の確認
・勤労者退職金共済機構(中退金)加入証明書 ・特定退職金共済制度加入証明書 ・就業規則(退職金規程)(写)	退職一時金制度導入の確認
・厚生年金基金加入証明書 ・適格退職年金加入証明書 ・確定拠出年金(企業型)の場合、厚生労働大臣による承認通知書および運営管理	企業年金制度導入の確認

機関との契約書又は掛金振込に係る領収書等 ・確定給付企業年金基金の発行する加入証明書又は資産管理運用機関の発行する加入証明書	
・国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書の写し ・社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する(防災協定に関する)加入証明書(原本)	防災協定締結の確認
有価証券報告書又は監査報告書の写	会計監査人の設置の確認
会計参与報告書	会計参与の設置
経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)	経理処理の適正を確認した旨の書類の確認
法定外労働災害補償制度加入証明書、保険証券(写)	法定外労働災害補償制度加入の確認
建設業経理事務士合格証書(写)又は合格証明書(写)	公認会計士等数の確認

(2) 提示書類一覧

申請に必要な提示書類	備考
建設業許可申請書(控)	常勤役員の確認等
変更届(控) 商号・所在地・代表者等	変更がある場合
経営状況分析結果通知書	経営規模等評価(XZW)の申請のみの場合。総合評定値(P)を請求する場合は添付書類となります。
建設業許可通知書	更新中の証明書でも可
経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	前回の控え 前回と関連するところの確認
経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	前回の控え 前回と関連するところの確認
契約後VEに関する書類	契約後VEがある場合
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)、雇用保険被保険者証	職員の在籍確認(個人事業者) 雇用保険加入の確認

健康保険・厚生年金保険の資格取得届、資格喪失届、被保険者標準報酬決定通知書	職員の確認 健康保険及び厚生年金保険加入の確認
技術者の免状、卒業証明書、実務経験証明書等の原本	原本の確認
建設業経理事務士の合格証書、合格証明書の原本	原本の確認
職員の給与台帳、源泉徴収簿、出勤簿等	職員の確認
法定外労働災害保険の保険約款	法定外労災加入の確認
税務申告書、総勘定元帳、住民票謄本	専従者の確認 自社退職金制度の退職給与引当金の計上、支払実績の確認 減価償却費の確認
勤労者退職金共済機構（建退共）共済手帳	※自社退職金制度が建退共による場合の確認
有価証券報告書又は監査報告書の原本	会計監査人の設置の確認
財務諸表（規則別記様式第15号、第16号、第17号の2）	資本金額又は出資総額の確認 営業利益の確認 研究開発費の確認

(3) 提出部数

○知事許可業者

正本1部（提出用）・副本1部（申請者控え）

○大臣許可業者

正本1部（提出用）・副本2部（県控え、申請者控え）

(注) 総合評定値（P）請求と経営規模等評価（XZW）申請を同時に行う場合は、事前に経営状況分析（Y）の審査を受ける必要があります。

4. その他留意事項

(1) 決算期変更があった場合

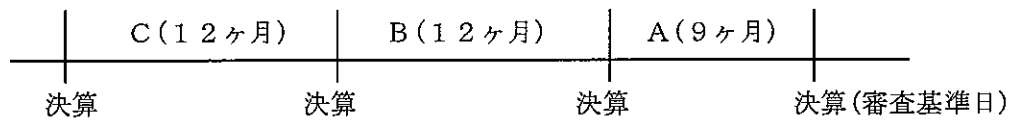
【3月決算の建設業者が平成19年度から12月決算に変更した場合】

例1. 2年平均の場合

A：基準決算 平成19年4月1日～平成19年12月31日（9ヶ月）

B：前期 平成18年4月1日～平成19年3月31日（12ヶ月）

C：前々期 平成17年4月1日～平成18年3月31日（12ヶ月）



完成工事高・元請完成工事高、利益額にはこの24ヶ月分を使用



C(前々期)から、3ヶ月を持つてくる。((Cの金額)×3/12を加算する)

<p>〔審査対象営業年度の前審査対象営業年度又は前々審査対象営業年度〕</p> <p>項番</p> <p>3 1 自 1 8 年 0 1 月 至 1 8 年 1 2 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">審査対象営業年度の審査対象営業年度</td> <td>18年4月～18年12月</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の前々審査対象営業年度</td> <td>18年1月～18年3月</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の審査対象営業年度	18年4月～18年12月	審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	18年1月～18年3月	<p>〔審査対象営業年度〕</p> <p>自 1 9 年 0 1 月 至 1 9 年 1 2 月 1 2 3 年</p> <p>{ 19年4月～19年12月 19年1月～19年3月 (手書きで記入する)</p>
審査対象営業年度の審査対象営業年度	18年4月～18年12月				
審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	18年1月～18年3月				

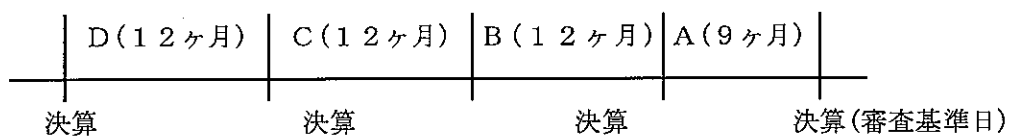
例2. 3年平均の場合 ※利益額は2期平均の為、例1と同様に計算する。

A：基準決算 平成19年4月1日～平成19年12月31日（9ヶ月）

B：前期 平成18年4月1日～平成19年3月31日（12ヶ月）

C：前々期 平成17年4月1日～平成18年3月31日（12ヶ月）

D：前々々期 平成16年4月1日～平成17年3月31日（12ヶ月）



完成工事高・元請完成工事高はこの36ヶ月分を使用



D(前々々期)から、3ヶ月を持つてくる。((Dの金額)×3/12を加算する)

〔審査対象営業年度の前審査対象営業年度又は前々審査対象営業年度〕	〔審査対象営業年度〕				
項番 3 1 自 1 7 年 0 1 月 至 1 8 年 1 2	自 1 9 年 0 1 月 至 1 9 年 1 2 月 2 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> 1. 2年 2. 3年 </div>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">審査対象営業年度の 審査対象営業年度</td> <td style="width: 70%;">18年4月～18年12月 18年1月～18年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の前 々審査対象営業年度</td> <td>17年4月～17年12月 17年1月～17年3月</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 審査対象営業年度	18年4月～18年12月 18年1月～18年3月	審査対象営業年度の前 々審査対象営業年度	17年4月～17年12月 17年1月～17年3月	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> { 19年4月～19年12月 19年1月～19年3月 (手書きで記入する) </div>
審査対象営業年度の 審査対象営業年度	18年4月～18年12月 18年1月～18年3月				
審査対象営業年度の前 々審査対象営業年度	17年4月～17年12月 17年1月～17年3月				

(2) 合併・譲渡・分割等の場合

合併・譲渡・分割等にあたっては、契約を締結する1ヶ月前に沖縄県土木企画課の事前指導を受けて下さい。なお経営事項審査については、会社の合併・譲渡・分割期日または登記の日を審査基準日として受けることができます。

技術職員コード表

業種コード

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

技術職員コード表

有資格区分コード

有資格区分コード	1級技術者相当	資格区分	選択できる業種 (業種コードは27ページ参照)
001		法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業後3又は5年の実務経験)	
002		法第7条第2号ロ該当 (10年の実務経験)	
003		法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上) (大臣認定者)	
004		法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上) (大臣認定者)	
建設業法	111	○ 一級建設機械施工技士	土 と ほ
	212	二級 " (第1種～第6種)	土 と ほ
	113	○ 一級土木施工管理技士	土 と 石 鋼 ほ し 塗 水
	214	二級 " (土木)	土 と 石 鋼 ほ し 水
	215	" (鋼構造物塗装)	塗
	216	" (薬液注入)	と
	120	○ 一級建築施工管理技士	建 大 左 と 石 屋 タ 鋼 筋 板 ガ 塗 防 内 絶 具
	221	二級 " (建築)	建
	222	" (躯体)	大 と タ 鋼 筋
	223	" (仕上げ)	大 左 石 屋 タ 板 ガ 塗 防 内 絶 具
	127	○ 一級電気工事施工管理技士	電
	228	二級 "	電
	129	○ 一級管工事施工管理技士	管
	230	二級 "	管
	133	○ 一級造園施工管理技士	園
	234	二級 "	園
建築士法	137	○ 一級建築士	建 大 屋 タ 鋼 内
	238	二級 "	建 大 屋 タ 内
	239	木造 "	大
技術士法	141	○ 建設・総合技術監理 (建設)	土 と 電 ほ し 園
	142	○ 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	土 と 電 鋼 ほ し 園
	143	○ 農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	土 と
	144	○ 電気電子・総合技術監理 (電気電子)	電 通
	145	○ 機械・総合技術監理 (機械)	機
	146	○ 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)	管 機
	147	○ 上下水道・総合技術監理 (上下水道)	管 水
	148	○ 上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上下水道及び工業用水道」)	管 井 水
	149	○ 水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	土 と し
	150	○ 森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)	園
	151	○ 森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	土 と 園
	152	○ 衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)	管
153	○ 衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	管 水	
154	○ 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	管 水 清	
電気工事士法	155	第一種電気工事士	電
	256	第二種 " 3年	電
電気事業法	258	電気主任技術者 (第1種～第3種) 5年	電
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年	通
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年	管
消防法	168	甲種消防設備士	消
	169	乙種 "	消
職業能力開発促進法	171	建築大工 (1級)	大
	271	" (2級) 3年	大
	172	左官 (1級)	左
	272	" (2級) 3年	左
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級)	と
	273	" " " (2級) 3年	と
	166	ウェルポイント施工 (1級)	と
	266	" (2級) 3年	と
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)	管
	274	" " (2級) 3年	管
	175	給排水衛生設備配管 (1級)	管
275	" (2級) 3年	管	

職業能力開発促進法

有資格区分 コード	1級 技術者 相当	資格区分	選択できる業種 (業種コードは27ページ参照)
176		配管・配管工 (1級)	管
276		〃 〃 (2級) 3年	管
177		タイル張り・タイル張り工 (1級)	タ
277		〃 〃 (2級) 3年	タ
178		築炉・築炉工 (1級)・れんが積み	タ
278		〃 〃 (2級) 3年	タ
179		ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブ ロック施工	石 タ
279		〃 〃 (2級) 3年	石 タ
180		石工・石材施工・石積み (1級)	石
280		〃 〃 〃 (2級) 3年	石
181		鉄工・製罐 (1級)	鋼
281		〃 〃 (2級) 3年	鋼
182		鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)	筋
282		〃 〃 (2級) 3年	筋
183		工場板金 (1級)	板
283		〃 (2級) 3年	板
184		板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1 級)	屋 板
284		〃 〃 〃 (2級) 3年	屋 板
185		板金・板金工・打出し板金 (1級)	板
285		〃 〃 (2級) 3年	板
186		かわらぶき・スレート施工 (1級)	屋
286		〃 〃 (2級) 3年	屋
187		ガラス施工 (1級)	ガ
287		〃 (2級) 3年	ガ
188		塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)	塗
288		〃 〃 〃 (2級) 3年	塗
189		建築塗装・建築塗装工 (1級)	塗
289		〃 〃 (2級) 3年	塗
190		金属塗装・金属塗装工 (1級)	塗
290		〃 〃 (2級) 3年	塗
191		噴霧塗装 (1級)	塗
291		〃 (2級) 3年	塗
167		路面標示施工	塗
192		畳製作・畳工 (1級)	内
292		〃 〃 (2級) 3年	内
193		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施 工・表装・表具・表具工 (1級)	内
293		〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年	内
194		熱絶縁施工 (1級)	絶
294		〃 (2級) 3年	絶
195		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)	具
295		〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年	具
196		造園 (1級)	園
296		〃 (2級) 3年	園
197		防水施工 (1級)	防
297		〃 (2級) 3年	防
198		さく井 (1級)	井
298		〃 (2級) 3年	井
061		地すべり防止工事 1年	と 井
062		建築設備士 1年	電 管
063		計装 1年	電 管
064		基幹技能者	
099		その他	

備考

- ① 資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。
- ② コード099「その他」は、平成11年5月26日付け建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について」に基づく期間振り替えを適用した場合のみ該当となります。
- ③ 職業能力開発促進法の等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所	
国 頭 郡	那覇市	47201	南部	中 頭 郡	読谷村	47324	中部	
	宜野湾市	47205	中部		嘉手納町	47325	中部	
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	中部	
	浦添市	47208	中部		北中城村	47327	中部	
	名護市	47209	北部		中城村	47328	中部	
	糸満市	47210	南部		西原町	47329	中部	
	沖縄市	47211	中部					
	豊見城市	47212	南部		島 尻 郡	与那原町	47348	南部
	うるま市	47213	中部			南風原町	47350	南部
	宮古島市	47214	宮古			渡嘉敷村	47353	南部
	南城市	47215	南部	座間味村		47354	南部	
				粟国村		47355	南部	
		国頭村	47301	北部	渡名喜村	47356	南部	
		大宜味村	47302	北部	南大東村	47357	南部	
		東村	47303	北部	北大東村	47358	南部	
	今帰仁村	47306	北部	伊平屋村	47359	北部		
	本部町	47308	北部	伊是名村	47360	北部		
	恩納村	47311	北部	久米島町	47361	南部		
	宜野座村	47313	北部	八重瀬町	47362	南部		
	金武町	47314	北部					
	伊江村	47315	北部	官古	多良間村	47375	宮古	
				八重山	竹富町	47381	八重山	
					与那国町	47382	八重山	

《申請書提出先及び問い合わせ先》

部署名	郵便番号	住所	電話番号
土木企画課建設業指導契約班 (大臣許可)	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2 (本庁舎11階)	098-866-2384
南部土木事務所(庶務班)	〒900-0029	那覇市旭町112-18	098-866-1129
中部土木事務所(庶務班)	〒901-2221	宜野湾市伊佐3-4-1	098-898-5800
北部土木事務所(庶務班)	〒905-0015	名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎内)	0980-53-1255
宮古支庁土木建築課 (総務用地班)	〒906-0012	宮古島市平良字西里1125 (宮古支庁庁舎内)	0980-72-2769
八重山支庁土木建築課 (総務用地班)	〒907-0002	石垣市字真栄里438-1 (八重山支庁庁舎内)	0980-82-2217

《申請書販売窓口》 ※土木企画課のホームページからもダウンロードできます。

部署名	郵便番号	住所	電話番号
(社)沖縄県建設業協会	〒901-2131	浦添市牧港5-6-8	098-876-5211
那覇支部	〒902-0073	那覇市上間261-1 (一日橋ハイツ1階)	098-832-6981
南部支部	〒901-0205	豊見城市字根差部727 エクセルビル 205	098-856-5130
浦添・西原支部	〒901-2131	浦添市牧港5-6-8 建設会館4階	098-876-7967
中部支部	〒904-2143	沖縄市知花5-37-12	098-938-6251
北部支部	〒905-0005	名護市字為又1219-164	0980-52-3019
宮古支部	〒906-0013	宮古島市平良字下里1199-12	0980-72-9163
八重山支部	〒907-0024	石垣市字新川舟蔵2462-1	0980-82-5351